

宮崎市監査委員	阪元 勇
宮崎市監査委員	松浦 史典
宮崎市監査委員	今田 裕信
宮崎市監査委員	伊知地 孝美

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」（令和7年3月末現在）
- ・令和3年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」（令和7年3月末現在）
- ・令和4年度「学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」（令和7年3月末現在）
- ・令和5年度「随意契約に関する事務の執行について」（令和7年3月末現在）

2 講じた措置の内容 別紙のとおり



宮総第 57 号
令和7年5月28日

宮崎市代表監査委員 阪元 勇 殿

宮崎市長 清山 知憲



包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、本年3月31日までに講じた措置及び対応状況について下記のとおり通知します。

記

- 1 令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」
別紙「令和元年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和7年3月末現在）」のとおり
- 2 令和3年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」
別紙「令和3年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和7年3月末現在）」のとおり
- 3 令和4年度「学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」
別紙「令和4年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和7年3月末現在）」のとおり
- 4 令和5年度「随意契約に関する事務の執行について」
別紙「令和5年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和7年3月末現在）」のとおり

【文書取扱】

総務部総務法制課
総務係 島津
電話 21-1721
内線 (70)2332

令和５年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和７年３月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	1	P28,31	管財課	予定価格について 宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事と宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事につき 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。	措置困難	本２件の工事は、渡り廊下の屋根が夏季の台風と冬季の強風により破損し、通行中に利用者が濡れてしまうため、その都度修繕を行ったものである。そのため、施工時期が１１月と２月に分かれており、一括して１件として取り扱うことは相応しくない。
指摘	2	P36,38	管財課	予定価格について 宮崎市本庁舎５階女性相談室間仕切設置工事と宮崎市本庁舎５階地域振興部長室遮音間仕切外改修工事につき 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。	措置済	本件は、年度末から新年度にかかかかる時期に、子育て支援課及び地域コミュニティ課から機構改革に伴うレイアウト変更の相談を個別に受け、担当者がスピードを優先し、すぐに発注した結果、工事箇所が近接し、かつ工期や業者が全く同じ工事を、２件実施してしまったものである。 こういった工事発注を防ぐため、これまで、施工管理を担当者が個人で行っていたものを、組織での対応に改めるよう、係でレイアウト変更の情報を集約し、全体を把握したうえで、業務への影響、工事範囲や施工時期を加味して発注することとした。
指摘	3	P46	管財課	見積依頼の方法等について 契約締結日前に契約保証金の受入調定書起案をして納入書を作成している。執行伺から契約締結、契約保証金の手続きについて時系列が不自然である。事業選定について公平さが担保されているか疑わしい。	措置困難	本工事の契約事務については、受入調定書の起案日は、担当者の誤記によるものである。今後とも適切な契約事務に努める。
指摘	15	P193～194	農業振興課	契約の相手方が１者に限られる場合は随意契約理由書と業者選定表案に加えて「物品購入に係る選定理由書」が必要だが、添付されていない。	措置困難	「物品に係る選定理由書」については、契約課より納入物品を指定していない場合は添付が必要ないことを監査事務局に対して説明済である。このことから、本件については添付しないことを契約課に確認済であり、添付不要としている。

令和５年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和７年３月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	17	P274 ～276	住宅課	随意契約について、その根拠条文及び理由等を明記されたい。	措置困難	当該契約については、市営住宅等の指定管理者から台風災害に伴う被害復旧及び修繕費用が不足する旨の申し出があり、既契約である基本協定の規定に基づき議会の承認を得た上で指定管理料の増額を行った変更契約である。 そのため、新たに随意契約の根拠条文及び理由等を要するものではない。
指摘	21	P100 ～103	学校施設課	場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。	検討・改善中	工事の緊急性や学校運営上の配慮等により、一連の工事を分割するなどの必要がある場合は、当該理由を示せる手続き方法を含め契約方法を検討する。
指摘	22	P105 ～107	学校施設課	場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。	措置困難	新年度にむけた教室不足解消のための工事では、4月の始業式までには教室を設置する必要があるため、学校側と調整が付いた箇所から順次契約、施工を行うしか対応できない状況である。
指摘	25	P115 ～116	学校施設課	本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。	措置困難	緊急性の高い漏水工事であったため、漏水発覚後、順次契約、施工を行った。結果として別々の工事として発注している。
指摘	26	P125 ～128	学校施設課	場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。	検討・改善中	工事の緊急性や学校運営上の配慮等により、一連の工事を分割するなどの必要がある場合は、当該理由を示せる手続き方法を含め契約方法を検討する。
指摘	27	P130 ～132	学校施設課	場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。	措置困難	予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次防水改修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な防水改修について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。

令和５年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和７年３月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	28	P134	学校施設課	本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。	措置困難	予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次補修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な補修工事について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。
指摘	29	P137～138	学校施設課	本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。	措置困難	予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次改修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な改修工事について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。
指摘	31	P139	学校施設課	宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事について、検査調書等の必要な添付資料を作成すべきである。	措置困難	50万円以下の工事であるため、検査調書等の添付はしていなかった。
指摘	32	P141～144	学校施設課	場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。	措置困難	予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次改修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な改修工事について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。
指摘	36	P314	学校施設課	本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき業務及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適正な予定価格を設定されたい。	措置困難	緊急性を有する事案であったが、予算不足により市内小学校一括の執行が困難であった。他事業の執行残の流用による予算確保後に2件目を発注せざるを得なかった。
指摘	39	P149	消防局総務課	宮崎市消防団田野分団10部車庫に対して行われた２件の改修工事（樹脂窓取付工事、構造補強工事）は、およそ令和4年12月から令和5年3月にかかるもので、大体において工期も同じくしている。場所、時期、工事内容を大体において同じくしていることから工事単位を合わせて1件として予定価格を定める必要があった。	措置済	工事内容については、樹脂製内窓取付工事（建具工事）と建物に外部鉄骨フレームを設置する補強工事（耐震補強工事）では改修工事内容が違う。また、工期が短い建具工事（12/19～1/18）を工期が長い耐震補強工事（12/26～3/31）に合わせて行うと諸経費（共通仮設費、現場管理費）が上がるため一括発注とはしていない。1件1契約を避ける意図的な分割ではないが、今後、工事を発注する際は工事内容、工期を総合的に判断し誤解が生じないように対応する。

令和５年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和７年３月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	3	P350	契約課	添付資料チェックリストのチェック項目について チェック項目の中に任意であるものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。	対応済	見積合せ調書は、工事等随意契約締結伺書を廃止後、事務管理のための参考様式として、契約事務処理マニュアル（建設工事・建設コンサルタント等業務委託）に掲載していたが、他の書類で参照可能な内容であり、書類の必要性がないことから、契約事務処理マニュアルから削除した。
意見	6	P351	契約課	随契理由書の添付について 設計金額10万円未満の業務委託（一般委託）であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望ましい。	対応済	随意契約において、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号と第２号以下が複数適用できる場合は、特定の相手方とする理由が明確になるよう、第２号以下の事由を優先することとしており、その場合は金額によらず、随意契約理由書の添付が必要であるため、その旨を契約事務処理マニュアル（建設工事・建設コンサルタント等業務委託）及び契約事務処理マニュアル（物品・業務委託等）に明記した。
意見	7	P351	契約課	見積合わせ不実施について 発注相手や発注金額の固定化を防ぎ、競争性を確保するため設計金額が10万円未満の場合も定期的な見積合わせを実施すべきである。	対応済	発注が、特定の業者に偏らないように見積書を徴取するよう庶務担当者実務研修等で周知するとともに、契約事務処理マニュアル（物品・業務委託等）に掲載した。
意見	11	P28~33,35~44,48,52,54,55,60,61,68	管財課	見積依頼の方法等について 見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。	対応済	メールもしくは電話にて見積を依頼し、業者には指定した期間までに原則、持参もしくはメールにて提出を依頼することで回答状況を把握することとした。
意見	12	P46	管財課	契約保証金について 契約保証金に係る請求書及び払出命令書についても、契約金額に係る請求書及び支出命令書と同じく支払日の二重チェックのため各書類の写しを契約書類に綴じるように指導されたい。	対応困難	会計課で請求書等の原本は全庁分保存されており、膨大な支払書類の中から該当書類の写しを取るには相当な時間が必要である。支払日は財務システムで容易にチェック可能であり、またペーパーレスが求められていることから対応困難である。

令和５年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和７年３月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	13	P155	管財課	契約の目的の明確化について 契約の件名等だけで契約の目的が明らかなでない場合は、執行伺書等において契約の目的や必要性を明記しておくべきである。	対応済	分かりやすい契約の件名の記載に加え、契約の目的等を分かりやすくするため、執行伺書の概要欄に契約の概要や目的等を簡潔に記載することとした。
意見	14	P155	管財課	請求書及び支出命令書について 契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。	対応困難	会計課で請求書等の原本は全庁分保存されており、膨大な支払書類の中から該当書類の写しを取るには相当な時間が必要である。支払日は財務システムで容易にチェック可能であり、またペーパーレスが求められていることから対応困難である。
意見	25	P262	子育て支援課	契約の履行状況（業務完了状況）を適正かつ円滑に検査するため、本契約の業務実施報告書に作業開始前後の写真や特記事項に関する写真を添付することを求める仕様書にすべきである。	対応済	令和７年度の契約の仕様書に、「業務実施後は作業前後の写真を添付し報告する」旨記載した。
意見	29	P159	農村整備課	契約の相手方の選定について、公平性・経済性の見地より自治令167条の2第1項第2号により契約の相手方を選定している理由として妥当か否かを厳正に判断されたい。	対応困難	2年度に分けて実施している業務ではあるが、1実施地区での作業は前工程と後行程が一体的なものであり、深く関係があるため、他業者へ委託することは非効率な面が多く、業務完遂が困難であると考えている。
意見	32	P273～275	スポーツランド推進課	予定価格設定のため参考見積書を提出してもらう場合は、できる限り複数業者から見積書を提出してもらい、もし1者のみから提出を受ける場合は、担当課において見積の内訳を詳細に吟味して予定価格を改めて積算すべきである。	対応済	今後の予定価格の設定については、複数業者から参考見積書の提出を受ける又は担当課において積算根拠資料を作成し添付する。
意見	33	P334～338	スポーツランド推進課	随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録上、具体的な随意契約の必要性和理由、根拠法令を記載した書面を残すべきである。	対応済	今後の随意契約においては、随意契約の必要性和理由、根拠法令を記載した書面を作成し、契約書類に添付する。

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和7年3月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	39	P167	公園緑地課	参考見積金額のうちに諸経費等の内容不明の金額がある場合は、その内容を精査したうえで予定価格を算定すべきである。	対応困難	フェニックス自然動物園の遊戯施設の修繕は、作成した業者しか取扱うことができないことから、諸経費の調整を行わずとも随意契約となる。また、諸経費については、その会社における考え方により提示されるものであり、通常の工事積算における諸経費率と比較しても異常値ではない。諸経費が通常の工事積算における諸経費から大きく外れる場合には、参考見積提出業者への聞取りを実施している。
意見	40	P169 ～170	市街地整備課	随契理由書には、修正設計の必要性が生じた事情まで記載されたい。	対応済	今後発注する随意契約においては、随契理由に、その必要性を含めて記載する。
意見	47	P117	学校施設課	共通仮設費、現場管理費、一般管理費を一式として算定している数か所の工事は、それぞれ1区分の工事とすべきである。	対応困難	3校の漏水については、予算残の不足が見込まれた時期に学校から要望が届き、現場確認の上で緊急性が比較的低いと判断し、各々保留していた工事である。他事業からの流用により予算が確保された後、安価で早急に対応できるよう処理を行ったため適切と考える。

指摘事項		意見	
措置済	28件	対応済	46件
検討・改善中	2件	対応予定	0件
措置困難	12件	対応困難	5件
計	42件	計	51件